

千葉県教育委員会会議議事録

令和4年度第2回会議（定例会）

1 期 日 令和4年5月18日（水） 開会 午前10時30分
閉会 午前11時10分

2 教育長及び出席委員
教育長 富塚 昌子
委員 井出 元
岡本 毅
貞廣 斎子
花岡 伸和
永沢 佳純

3 出席職員

教 育 次 長 佐々木 悟
教 育 次 長 伊藤 賢

企画管理部

企 画 管 理 部 長 長谷川 聡
教 育 総 務 課 長 富田 浩明

教育振興部

教 育 振 興 部 長 浅尾 智康
学 校 危 機 管 理 監 中西 健
教 育 振 興 部 次 長 中臺 一仁
生 涯 学 習 課 長 鈴木 真一
学 習 指 導 課 長 石川 康浩
児 童 生 徒 安 全 課 長 荒金 誠司
特 別 支 援 教 育 課 長 松田 厚
教 職 員 課 長 原 義明

教育振興部

学習指導課主幹兼高等学校指導室長 中村 孝幸
同 主席指導主事 小山雄一郎
児童生徒安全課主幹兼生徒指導・いじめ対策室長 森 裕嗣
同 副主査 笹本 怜
特別支援教育課主幹兼教育課程指導室長 松見 和樹
同 指導主事 平井 綾子
教職員課主幹兼管理室長 工藤 秀昭
同 管理主事 村井 孝司

事務局

企 画 管 理 部 教 育 総 務 課
主 幹 兼 委 員 会 室 長 佐藤 祐児
同 副主幹 阿部 竜作
同 主査 赤羽 大輔
同 主査 伊能 昌邦

4 教育長開会宣告

5 議事録署名人の指名 岡本 毅 委員

6 令和4年度第1回千葉県教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第3号議案から第6号議案の議案4件、報告2件である。第6号議案は、教育委員会会議規則、第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を井出委員に願います。

9 審議事項

第3号議案 令和5年度千葉県県立高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について

【学習指導課長】

この選抜要項は、県立高等学校管理規則第25条及び千葉県教育委員会行政組織規則第5条の規定により、令和5年度入学者選抜の方法等について定めるものである。

令和5年度の入学者選抜要項において、令和4年度のものから日程以外での変更点として、これまで第2次募集及び通信制の課程の二期入学者選抜以降の選抜では入学許可候補者の発表を午前10時としていたが、令和5年度選抜より発表の時刻を全ての選抜で午前9時に統一した。また、民法の改正に伴い、成人の特別入学者選抜の志願要件を満二十歳から満十八歳へ変更した。なお、インフルエンザ罹患患者等の受検機会の確保のため引き続き追検査を実施する。

また、一昨年及び昨年度は新型コロナウイルス感染症に係る特例検査を実施したが、今年度については、今後の感染状況を見ながら、必要に応じて検討をすることとなる。

「第一 入学者選抜の種類」では、本検査及び追検査、本検査の期日以外に実施される入学者選抜の種類を、「第二 一般入学者選抜」から「第十 通信制の課程の入学者選抜」では、各入学者選抜について、提出書類、検査の期日、検査の内容、選抜方法等の大枠を定めている。この選抜要項を受けて、入学者選抜の実施に関して必要な具体的な内容を定めた千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項を作成する。

本検査を令和5年2月21日、22日の2日間で実施し、令和5年3月1日に追検査を実施する。また、入学許可候補者の発表は令和5年3月3日に行う。なお、選抜日程は、令和3年12月22日の教育委員会会議において決定し、すでに県教育委員会ホームページで公表している。

この入学者選抜要項は、本日の議決を経た後、報道発表し、県教育委員会のホームページで公表するとともに県報に登載し、県民に告示する。

【富塚教育長】

確認の意味で伺います。令和3年度から入学者選抜を前期・後期と分けていたものを1回にまとめたが、学校や生徒からの意見や課題があれば教えてほしい。

【学習指導課長】

入試日程を改めたことについては、私立の入試から間が空きすぎているという意見が中学の方から挙げられている。また、今後アンケート等で詳しく検証していく。

【井出教育長職務代理人】

第3号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理人】

第3号議案は、原案どおり可決する。

第4号議案 令和5年度千葉県県立中学校第1学年入学者決定要項の制定について

【学習指導課長】

この入学者決定要項は、県立中学校管理規則第25条及び千葉県教育委員会行政組織規則第5条の規定により、生徒の募集及び入学者の決定方法等について定めるものである。

現在、入学者決定において、電子申請システムによる出願導入を検討しているところであり、提出書類の提出方法の改善も必要となる。そこで、令和5年度の入学者決定要項では、「第二出願」において、これまで定めていた提出期間及び提出方法としていたところ、提出方法を削除した。提出方法については、この入学者決定要項に基づいて作成する実施要項や、当該校の学校説明会等で示す予定である。

「第三 一次検査の実施及び二次検査受検候補者の決定」に記載のとおり、一次検査は令和4年12月10日（土）に実施し、12月21日（水）に発表する。また、二次検査は令和5年1月24日（火）に実施し、結果は令和5年1月31日（火）に発表する。

なお、日程については、令和3年12月22日の教育委員会会議において決定し、すでに県教育委員会ホームページで公表している。

この入学者決定要項は、本日の議決を経た後、報道発表し、県教育委員会のウェブページで公表するとともに県報に登載し、県民に告示する。なお、この入学者決定要項に基づいて、詳細を定める「入学者決定実施要項」を作成する。

【井出教育長職務代理人】

第4号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理人】

第4号議案は、原案どおり可決する。

第5号議案 令和5年度千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部及び高等部専攻科入学者選考要項の制定について

【特別支援教育課長】

令和5年度の入学者選考の日程については、記載のとおりである。

入学願書等における志願者及び保護者の押印を廃止した。また、入学願書の性別欄を廃止した。

調査書の様式及び記載内容を一部変更した。具体的には、学習の記録に自立活動の欄を設けた。また、自立活動を主とした教育課程の生徒は、必要に応じて別様式に記載できることとした。さらに、調査書の記載内容について、高等部普通科（職業コース）及び高等部専門学科（知的障害者対象）を志願する場合は令和4年10月末現在、それ以外は12月末現在で作成することとし、説明を記載した。

この入学者選考要項は、教育委員会会議にて議決を経た後、報道発表及び県教育委員会のウェブページで公表する。その後8月には、高等学校の説明会同様に、県内の公立中学校及び特別支援学校を対象とした説明会を実施し、入学者選考について周知する予定である。

【井出教育長職務代理者】

第5号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理者】

第5号議案は、原案どおり可決する。

報告1 令和4年度千葉県公立高等学校入学者選抜学力検査の結果について

【学習指導課長】

令和4年度選抜は、前後期選抜を一本化して2度目の選抜となった。本検査を2月24日及び25日に、追検査を3月3日に実施し、3月7日に入学許可候補者を発表した。その後、定員に達しなかった学校を対象に、第2次募集及び定時制の課程の追加募集を実施した。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け本検査・追検査を受検できなかった受検者を対象に特例検査を実施した。これらの結果を含め、表のとおり入学許可候補者が確定した。

令和4年度の本検査及び追検査では、全日制の課程の募集人員31,320人に対し、入学許可候補者は29,010人であった。第2次募集では、全日制の課程の募集人員2,312人に対し、入学許可候補者は215人であった。また、特例検査で12人が入学許可候補者となり、入学許可候補者数の合計は29,237人であった。

定時制の課程は、本検査及び追検査の募集人員1,317人に対し、追加募集まであわせた入学許可候補者数は802人となった。

また、入学者選抜を4回に分けて行う通信制の課程では、現在1期～3期まで終了しており、158人の入学許可候補者を確定している。

なお、令和4年度入学者選抜については、今後、三部制の定時制の課程で秋季入学者選抜を8月23日に、通信制の課程で4期入学者選抜を9月6日に実施する予定である。

続いて、学力検査結果の概要について、別冊資料は学力検査を実施した5教科の得点や教科ごとの出題方針、問題別の正答率や得点の分布等をまとめたものである。

「4 学力検査問題の特徴」であるが、本検査、追検査とも5教科の学力検査を実施している。令和4年度の問題については、中学校学習指導要領に基づき総合的な力をみることができるよう、基礎的・基本的な事項の正確な理解度をみる問題及び理由を書かせる問題を設定するとともに、学習した基礎的知識を応用して答えを導く問題及び思考力・判断力・表現力を総合的にみる問題を出題した。

本検査での5教科合計の平均点は266.7点で、昨年度より19.5点低い結果となった。なお、令和3年度の追検査については受検者数が8名と少なく、本検査と比較する上でのデータが十分ではないため記載していないが、令和4年度の追検査については、受検者数が100名以上いたことから掲載することとした。ただし、本検査に比べると非常に小さいデータであるので、平均点等については、参考値として見てほしい。

本検査については、教科ごとの出題方針や各教科の問題ごとの正答率等を示した。特徴とし

て、基礎的・基本的な知識や技能等を問う問題の多くは正答率が高いものの、課題を的確にとらえ、物事を論理的に組み立てる力や思考力を要する問題の正答率が低い傾向が見られた。

16、17ページには各教科及び5教科合計の得点分布を掲載し、追検査については、18ページから27ページに教科ごとの出題方針や各教科の問題ごとの正答率等を示した。

なお、今年度は、学力検査の結果を踏まえ、各教科ごとの「指導のポイント」を巻末にまとめた。これは、中学校での今後の学習指導方法や授業改善に役立ててもらうため、また、中学生に身に付けて欲しい確かな学力の定着を図るために作成したものである。

例年この冊子は、県内すべての公立中学校及び高等学校をはじめ関係機関に配布し、生徒の学力の把握や今後の指導改善に活用してもらっている。また、県教育委員会のホームページに掲載し広く県民に周知することとしている。

【貞廣委員】

大変貴重な資料として、ぜひ中学校の先生方、高校の先生方にも、今の子どもたちの到達点がこういうポイントになっていることを御理解した上で、資料をお渡しいただけたらと思う。

問題の難易度等が年度によって違うので、簡単に比較するものではないが、17ページの英語の標準偏差、つまり、ばらつきが他教科と比較して一番大きい。昨年よりもっと標準偏差が大きく、二極化し、かつ左側の原点に向かってテールが長く伸びている形であった。つまり、低学力の子と高学力の子が多く、中程度の学力の子が少なく、二極分化している状況について、非常に問題であると指摘させていただいた。昨年と比べると、真ん中の谷も浅くなり、左のテールの長さも昨年ほどではないように見える。手元に昨年の資料がないので、正確でなかったら申し訳ないが、他教科と比べてそういう傾向がある。理科も若干真ん中がへこむような標準偏差が大きいデータとなっているが、やはり一番の問題は英語にある。

15ページの正答率や無答率を見ると、リスニングの無答率がすごく高いということと、英語で自己表現するということにも同様の傾向がみられる。これは、正答率の低さにも連動するが、聞くこと、話すこと、自分を表現することに重点をより置いて英語の教育をすることになっていることを考えると、その目的が達成できていないように感じる。もしかしたら戦略的にリスニングを捨てて他のところで確実に点数を取りましょうという受験勉強の指導を何らかのチャンネルでされているのか。いずれにしても、リスニングでこれだけ無答率が高いということについては、中学校でも承知していただいて、学習指導課や総合教育センターの指導を含め、せめて挑戦してくれるような形に向けていただけたらと思う。

【学習指導課長】

ありがとうございます。検討していく。

【井出委員】

全教科を見て、全体に平均点が低くなっているが、問題が難しいから下がったということは、説明にならない。下がったこと自体の原因をしっかりと考えていただきたい。指導のポイントについて、しっかりやっていただければいいのですが、全教科が下がっているということは、非常に気になる。コロナの影響なのかわからないが、今の傾向だからと認めるわけにはいかない内容だと思う。

【富塚教育長】

井出委員の御指摘は、真摯に受け止めなければならないと思う。特に数学の平均点が低くなっており、数学は問題の傾向を少し変えている。今まで取れていた部分で取れなくなっているということがあると思う。小学校・中学校での教員の指導力の向上や授業改善について、これまで以上に努力をしていかなければならないと感じている。引き続き、市町村教育委員会との連携や、指導主事の学校訪問等、様々な機会を設けて小中学校での教員の指導力の向上に努めていく。

報告1は終了。

報告 2 令和 3 年度セクシュアルハラスメント及び体罰に関する実態調査の結果について

【教職員課長】

令和 2 年度調査からの大きな変更点として、「小学校及び特別支援学校の小学部の児童については、千葉県教育委員会への郵送による提出を可とした」こと、「調査用紙から性別欄を削除した」ことがある。

本調査は、より良い学校環境の構築等を目的として、千葉市立学校及び市立高等学校を除くすべての公立学校に在籍する児童生徒及び職員を対象に実施している。「2 調査結果の概要」の「(1) セクハラ実態調査の結果について」であるが、セクハラと感じ不快であったと回答した児童生徒の人数は、令和 2 年度と比較して若干減少し、100 人当たり 0.09 人であった。実数で見ると全体で 381 人であり、令和 2 年度と比較し 162 人減少している。児童生徒がセクハラと感じ不快であったとした具体的な内容であるが、「不必要に身体に触られ、不快であった」「容姿等の身体的特徴を話題にされ、不快であった」「性的な話・冗談等を言われ、不快であった」の項目での回答数が、どの学校種でも多い結果であった。

平成 28 年度から調査内容に加えた「セクハラ以外のハラスメントを受け不快であった」と回答した児童生徒の人数は、100 人当たり 0.17 人であり、実数で見ると、全体で 732 人となっており、令和 2 年度と比較して、878 人減少した。内容としては、教員の発言内容、対応、指導方法についての回答が主なものであった。それぞれ記載のあった内容については、各学校のセクハラ相談員を中心に聴き取りを実施し、各学校において適切に対応している。

次に、「(2) 体罰実態調査の結果について」であるが、この調査は、児童生徒から体罰の項目に記載のあったものについて、当該児童生徒及び関係者から聴き取り等の事実確認を行い、体罰の疑いがあるものも含めて報告するよう求めたものである。調査の結果、新たに発覚した体罰等の事案は、ありません。また、本調査とは別に、県教育委員会が、令和 3 年度中に体罰の事案として事故を確認した件数も 0 件であった。

セクハラ及び体罰等について、いまだに根絶に至っていないことは極めて遺憾なことであり、相談体制の整備、参加型の職員研修の実施、教職員だけでなく児童生徒の人権意識の高揚を図ること等を通じて、引き続き根絶に取り組んでいく。最後に、今年度もセクハラ及び体罰等に関する実態調査を実施することとし、セクハラ・体罰等の事故の未然防止に努めるとともに、調査内容や集計方法についても、学校の信頼につながる対応となるよう、検討していく。なお、本調査結果については、昨日 17 日（火）に、報道発表をしたところである。

【井出委員】

体罰が 0 件であるということは素晴らしいが、埋もれているものがないか心配である。

【教職員課長】

不安はあるかもしれないが、各校で適切に対応している。また、教職員による不適切な言動はあるので、こちらについては適切に指導していく。

【永沢委員】

いじめ及びハラスメントは、受け取る側がどのように感じるかという部分かと思う。発信した方に確認し、相手が不快と感じるならばやめるように指導する等、早いうちに改善できるよう、お願いしたい。

【花岡委員】

私立学校の実態は把握できているのか。私立高校のサッカー部での体罰の件等、前近代的体質を感じている。

【教職員課長】

把握はできていない。知事部局の学事課で対応している。

【花岡委員】

今回の調査と同様の調査は、私立学校では実施されていないということか。

【教職員課長】

把握はできていない。千葉県高等学校体育連盟も通じて、指導していきたい。

【井出委員】

ハラスメントは、公立・私立を問わない。被害は子どもたちに影響を与える。私立学校に根深いものを感じる。対象としないのはおかしい。よろしくお願ひしたい。

【岡本委員】

市立学校についても対象として実施し、対策をしていただきたい。

【教職員課長】

市立高校については、調査を実施したところである。各市に確認をとり、次回から、これらも含めて公表していきたい。

【岡本委員】

千葉市についても、検討いただきたい。

報告2は終了。

<傍聴・報道 退出>

第6号議案 千葉県いじめ対策調査会委員の退任及び任命について

児童生徒安全課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

10 教育長閉会宣告

令和4年6月22日 署名人